大牟田労働基準監督署を訪れ、CO患者の実態や家族のそのための苦しみなどを、心をこめて訴えた。

# 政府は労災補償を打ち切るな

## 宿命でしょうとは何だ

## 三井独占へ新たな怒りが

政府（直接には労働省）は、またCO患者に対する攻撃（内容は別項の二つの手記参照のこと）を加える動きを見せてきた。三池労組は中央で、労働省に対するねばり強い交渉をはじめたが、その機にCO患者とその家族が決起、監督行政機関に対する要請行動を積み重ねていった。

政府がどうこたえてくるか注目されているが、労災被害者であるCO患者への、せめてもの補償を打ち切らせるようなことは許されぬ。

### 要請行動について

CO患者家族　坂上チヨノ

九月二十七日、二十八日、二十九日、それに十月の七日、八日の五日間にわたり、中原さん、沖さん（以上執行委員）、石原さん（CO患者家族の会々長）を先頭にして、家族の会々員十数名は、政府が近い内に、現在治療中のCO患者の治療補償を打ち切り、七級の見直し（新たに、五級にもとずく補償適用の問題）のことについて監督行政機関に対する要請を行なった。

家族の者は皆、一人ひとり自分の夫の症状の実態、または家族の苦しみやなやみを真剣に訴え、患者の人も頭痛や、体のしびれにおそわれながらも、苦しいのをがまんして訴えられた。

大牟田労働基準監督署長の言葉――「私は四月に転任してきたばかりなので、CO問題のことについてはうといけど、私も大牟田出身だから人ごととは思えない。できるだけの努力はする」とのこと。少しは人間味があるが、福岡労働基準監督局長の言葉は「きたる十一月が年金支給になっているので、それに間に合うように急いでいる。七級が五級になれば、貴女たちの手もとに少しでも多くのお金がもらえるように」との親心だそうです。

私たちは、「お金の問題ではない、CO患者が生きているかぎり、治療をつづけてほしい」と、つよく抗議した。

清水課長の言葉は、「私の知人も廃人同様になっておられる夫を持って、苦労しておられる。そんな奥さんをみて本当にかわいそうだ、と思いますが、貴女たちにしても、やっぱりこれも宿命でしょうね」とのこと。

「三井鉱山が保安を無視したために、元気だった夫たちはCO患者になって苦しみ、家族もそのため悩んでいるのを宿命といわれる。そんな言葉がありますか」と思わず怒りの声がとんだ。

労働省は三井鉱山とぐるになって、患者の治療を打ち切るねらいのあることを、その席ではっきり見た。患者の苦しみ、家族の悩みが彼らに理解できるはずがない。理解できるようだったら、患者家族の目の前で、この言葉はいえないはずだ。

三井独占資本へ、また新たな怒りがわく。にぎる手のこぶしが、ぶるぶるふるえた。

CO患者が生きているかぎり、治療を続けさせねばならぬ。そのためにはどのようなことがあろうと闘って、勝たねばならないことをつくづく思った。

### 中央交渉について

執行委員　中原一

去る三月下旬、労働省の山口補償課長の人事異動に伴う三池のCO問題をめぐる懸案事項の解決をはかる意向が出されたが、当時の交渉では結論を持ち越し、今日まできました。

しかし今回労働省は、CO問題について次の点を九月末まで解決をはかりたい、との意向を明らかにしてきました。

×

一、一一・九CO患者の再発申請による経過観察者十五名（斉藤被憲さんほか）の取り扱いを整理したい。

一、九・二八CO患者の経過観察者十九名（坂上国光さんほか）の取り扱いを整理したい。

一、CO患者の七級障害認定者（沖繁夫さんほか）の障害等級五級該当者（労災法一部改正に伴い）の洗い直しを実施したい。

以上の提案を受け、炭労、三池労組は去る九月二十九日、労働省交渉を開くのと並行して、労働基準監督局・署への要請行動をとりくみました。

その中で、労働省交渉では次の点を主張して行きました。

――CO患者の経過観察者のとり扱いの整理の判断を、主治医の意見等だけでなく、CO患者の生活実態を十分把握し、尊重せよ。

――CO患者の障害認定者七級の洗い直しを理由に、障害等級の切り下げは絶対行わないこと。

――労働省は、三池労組・CO患者、及びその家族の意見を十分尊重し、CO患者の立場で問題解決に当ること。

以上の諸問題について交渉し、最終的には十月中旬をめどに結論を出すことが、労働省の意向として明らかにされました。

×

患者の死亡の相次ぐなかで、労働省は実態を無視し、今回CO患者の経過観察取り扱い者に対し、労災補償打切りの攻撃をかけてきました。

私たちは労働省の反動的な態度に反対し、さらに「命を守る反合理化」闘争を強めましょう。

---

### 原告団消息

**9月11日**　藤吉熊人さん（CO患者・万田作業所）、三井天領病院入院。

**同月13日**　川口幸太郎さん（右同）大地評曙病院入院。

**同月15日**　裁判闘争の意義を訴えるため、早朝ビラ配布。（三川鉱正門で）

**同月16日**　九・二八坑内火災裁判第十九回公判。谷端一信元書記次長、患者の損害につき証言

**同月17日**　三池大災害裁判第十六回公判。呉比元三川鉱長、災害当時の三川鉱坑内の状況について証言。

**同月20日**　原告団編集会議。

**同月23日**　班長会議。①裁判報告。②十月の活動日程。③九・二八坑内火災抗議決起集会について。④事務局ニュース第二号発刊。

**同月24日**　①社宅内ビラ配布（呉比証言内容）。②副団長会議。

**同月25日**　①社宅内ビラ配布（内容右同）。②CO患者家族の会役員会議。

**同月26日**　CO患者＝永野利男さん急死。「CO中毒症による脳内出血」（死亡診断書）のためだった。

**同月27日**　永野さんを、三川指導部葬を営んでおくる。

---

# 感じ取った裁判の意義

## 上村裁判控訴審を傍聴して

原告団々員　藤田幸次郎

九たびめぐってきた九・二八坑内火災抗議集会が、三川鉱正門前で行なわれ、上村さん（そのときの七人の犠牲者のうちの一人。三池労組員）の奥さんも、その後の苦しい仕事に耐えながら元気に参加され、また年をとられたおばあちゃん（上村さんの実母）も元気な様子だった。始終うつむき加減にハンカチで目頭を押えられている姿を見ると、来年の抗議集会は裁判の全面勝利を祝う記念集会にせねば、と決意を新たにし、十月一日福岡高裁で開かれた上村裁判控訴審を傍聴した。

そのとき感じたままをのべると織田証人の証言は、一般的・原則的自然発火の条件と可能性と同時に、起こり得べからざる不可抗力的な事例について説明したが、とくに鋼材上の塊炭が、その部分だけ燃えていたことを強調し、どうしても原因がわからなかったと、あたかも三川鉱坑内火災が、まったくその通りだとばかり強調したが、誰が考えてみても不可解だし、その塊炭のまわりについては何の説明もされない。ある日突然塊炭が燃える、不思議な証言。

本田（当時保安監督室長）証人は、密閉個所は、本来巡回しなくともよい程十分管理されていた。しかし火源が無くとも、そこに炭があれば火災となり得ると認めざるを得なかった。その声の、何と弱々しいことか。いいわけをするような、苦しまぎれの事実をインペイした証言は、映画にでてくるような、ニヤけた会社側弁護士との演出にもかかわらず、ボロをだすものであった。

上村さんが何時もの時間、場所にいたら死なずに済んだのではないのかと、くり返し尋問するにおよぶと、「手前の責任を棚にあげ、上村さんに責任をなすりつける」あがきがありありとうかがわれるし、他の六名の霊も浮ばれないだろう。

裁判も事件の核心に触れ、誰が真実を証し、会社の悪どい手を払いのけ、一審の勝利（完全勝利だった）の土台をさらに固め前進しているか、感じとることができました。

それにくらべて、私たちの取り組みの不十分さを何としても早急に解決しなければならない。万田作業所、退職者は困難な中にも積極的に参加しているのを見ると、とくに現場復帰者組は、原告団の指導の強化と同時に、自らの闘いとしてもう一度裁判闘争の意義と取り組みについて討議する必要を痛感じました。

×

筆者は九・二八坑内火災被災者